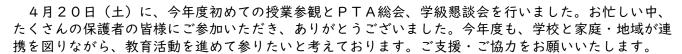




R 6. 5月号



令和6年度のPTA活動が始まりました



令和6年度PTA役員(総務委員)の紹介(敬称略)				
	会長	小野瀬 征也	学年教養委員長	立原 恵美
	副会長	石川 智史 栗山 智 小泉 真知子 大内 達也(学校)	2学年教養委員長	鹿嶋 幸 ※ 学年教養委員長
	書記	吉村 千晴 井上 敬悟(学校) 永沼 光明(学校)	3学年教養委員長	黒田 愛
			4学年教養委員長	佐藤 歩
	会計	菊池 めぐみ 棒 朋恵 (学校)	5学年教養委員長	市村 由香里 ※ 学年教養副委員長
	会計監査	清水 亜起子 砂押 亜沙美	6学年教養委員長	関口 純子
	校外指導委員	西野 貴江	広報委員	ルーカス彩夏
	環境保健委員	佐藤 信子	交通安全母の会	岩田 摩美

令和5年度の役員(委員)の皆様、高野小学校の教育活動の発展にご尽力いただきありがとうござい ました。心よりお礼申し上げます。本年度の役員(委員)の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

主な行事予定



- 13(月) 尿検査一次
- 14(火) スクールカウンセラー来校日
- 16(木) 委員会②運動会係打ち合わせ
- 17(金) 田植え(5年)
- 19(日) PTA奉仕作業
- 22(水) 運動会予行
- 23(木) 歯科検診(4年・6年) 委員会③運動会係打ち合わせ
- 24(金) 運動会前日準備
- 25(土) 第53回運動会
- 27(月) 振替休業日
- 28 (火) スクールカウンセラー来校日
- 内科検診(4年) 29(水)
- 30(木) 交通安全教室(3年・5年・6年) すぎのこおはなし会(1年) クラブ活動①
- 3 | (金) 交通安全教室(|年・2年)

- 5 (水) 内科検診(3年)
- 6(木) すぎのこおはなし会(3年) 歯科検診(2年・4年) 委員会④

高野小学校

Tel 285-1772

- 7 (金) 内科検診(6年)
- 11(火) 交通安全教室(交通公園、4年) スクールカウンセラー来校日
- I 2(水) 内科健診(|年・2年)
- 13(木) すぎのこおはなし会(2年) クリーンセンター見学(4年) 歯科検診(|年) 引き渡し訓練
- 20(木) すぎのこおはなし会(4年) クラブ活動②
- 2 | (金) 福祉体験(手話、4年) 内科検診(5年)
- 25 (火) スクールカウンセラー来校日
- 27(木) すぎのこおはなし会(5年) 授業参観
- ※ 心の教室相談員 川又 道子 先生 は毎週水曜日、スクールソーシャルワーカー 内田 真 先生 は毎週木曜日に来校します。

校長室より

朝、元気に登校してくる児童と挨拶を交わしながら正門に立つことが日課となりました。児童は、高野小学校の正門から校舎へ向かい「フラワーロード」を歩いて行きます。「フラワーロード」は、校舎手前の掲示板まで私の足で | 50歩余り。その名前のとおり両側にはたくさんの植物が並んでいます。 | ##季島への児童とそれに関わる際島の活躍によって季節でとに、さまざま

栽培委員会の児童とそれに関わる職員の活躍によって季節ごとに、さまざまな花が見られるようです。4月からの1ヶ月でチューリップ、ネモフィラ、ノースポール、矢車草、ダッチアイリス、パンジー、ヒナギク、ツツジ、藤の花が … そして

ースポール、矢車草、ダッチアイリス、パンジー、ヒナギク、ツツジ、藤の花が … そして 夏に向けてヒマワリやコスモスも発芽し大きくなってきています。これからも登下校する児 童や学校に訪れる方をどんな花々が出迎えてくれるのか、とても楽しみです。

今月25日(土)に予定される運動会では、児童、職員と共に「フラワーロード」の植物も 来校される多くの方をお待ちしています。

お知らせとお願い

登校時刻・送迎について

学校と家庭の連絡について

欠席等については、ホーム&スクールでご連絡ください。担任は、朝は連絡の確認のみ行い、放課後 に返事や連絡をいたします。

学校において、肩から上のけががあった場合には、安全面を重視し、すぐにご家庭に連絡いたします。 特に、頭部に関しては、こぶなどの症状がなくてもご連絡いたします。

「いじめ防止」に向けた取組について

茨城県では、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなることを目指し、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が制定されました。本校でも国や県、市の方針を踏まえ、「高野小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめゼロを目指しています。

いじめは、いつでもどんな場面でも起こり得るものです。児童が安心・安全な学校生活を送れるよう、 そして、児童の思いやりの心が育まれるよう、いじめの未然防止と対策を行ってまいりますので、ご協力をお願いします。お子様のことで気になることがありましたら、担任にご相談ください。

虐待の通告義務について

児童虐待防止法により、児童虐待の疑いがある場合には、学校は児童相談所等に通告することが義務付けられています。児童から相談や訴えがあった場合や、傷・あざ等の外傷が確認された場合は、家庭への連絡前に通告をいたします。ご了承ください。

高野小スケッチ



一斉下校



ネモフィラをスケッチ



運動会の練習